

議案第64号

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、行政不服審査法の全部改正の趣旨に鑑み、個人情報の開示決定等に係る審査請求については、審理員による審理手続に関する規定の適用を除外する等の必要があるによる。

福岡市個人情報保護条例の一部を改正する条例

福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て（第49条－第51条）」を「審査請求（第48条の2－第51条）」に、「不服申立て部会」を「審査請求部会」に改める。

「第4節 不服申立て」を「第4節 審査請求」に改める。

第3章第4節中第49条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外等）

第48条の2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求（以下「開示請求等」という。）に係る不作為について不服がある者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができる。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第49条第1項を削り、同条第2項中「前項の不服申立て（開示請求等に係る不作為についての不服申立てを除く。）」を「前条第1項の審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は処分庁」を削り、同項第1号中「不服申立てが」を「審査請求が明らかに」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「不服申立てに」を「審査請求に」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「又は処分庁」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項を同条第2項とする。

第50条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び第5章において同じ。）

第50条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第51条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第56条第2項第3号中「第49条第2項」を「第49条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第60条の見出しを「(審査請求部会)」に改め、同条第1項中「不服申立てに」を「審査請求に」に、「不服申立て部会」を「審査請求部会」に改める。

第61条第1項中「不服申立て部会」を「審査請求部会」に改める。

「第2節 不服申立て部会の調査審議の手續」を「第2節 審査請求部会の調査審議の手續」に改める。

第63条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第64条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第65条、第66条及び第67条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第68条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求等に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又はこの条例の施行前にされた開示請求等に係る実施機関の不作為に係るものについては、なお従前の例による。